令和３年９月２１日

保護者　各位

会津美里町立新鶴中学校長　髙橋　由江

本校における新型コロナウイルス感染症への対応について（依頼）

　日頃より本校教育活動の推進並びに新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力をいただき御礼申し上げます。

　さて、先日、県教育委員会より、福島市、郡山市及びいわき市を除くその他５６市町村においてとられていた福島県独自対策について９月２０日（月）をもって解除することと通知があり、町教育委員会からも下記の対応をとるよう指示がありましたので、ご負担をおかけいたしますが、感染予防及び感染拡大防止のため、ご理解の上、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

１　移行期間（令和３年９月２１日（火）から同月３０日（木）まで）における学校の対応

1. マスクの着用や健康観察、手洗い、うがい等これまで通りの感染症対策の徹底
2. 感染リスクの高い学習活動（中学校部活動において実施する場合を含む。）について、

可能な限り感染症対策を行った上で徐々に実施

1. 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等の停止

ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能

1. 練習試合や合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行った上で感染リスクの低い

活動から徐々に実施

1. 移行期間中、同居する家族に発熱等の症状が見られる場合は出席停止の措置を継続
2. 感染拡大地域（緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域）はもとより、都道

府県をまたぐ不要不急の往来の自粛

ただし、全国大会などやむを得ない事情により往来する場合は、往来後２週間の健

康観察を徹底

２　令和３年１０月１日（火）以降の学校の対応

（１） マスクの着用や健康観察、手洗い、うがい等これまで通りの感染症対策の徹底

（２） 感染リスクの高い学習活動（中学校部活動において実施する場合を含む。）について、

可能な限り感染症対策を行った上で実施可能

（うらに続きます）

（３） 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征、練習試合、合同練習会等は、可能な限り感染症

対策を行った上で実施可能

　ただし、実施にあたっては（４）に留意

（４） 感染拡大地域（緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域）はもとより、都道

府県をまたぐ不要不急の往来の自粛

ただし、学校行事についてはア～ウのとおり

ア　修学旅行は、その教育的意義を鑑み、都道府県をまたぐ往来を可能とする（感染

拡大地域を除く）

イ　全国大会などやむを得ない事情による場合には、感染拡大地域を含め、都道府県をまたぐ往来を可能とするが、往来後２週間の健康観察を徹底

ウ　宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征、練習試合や合同練習会等は、感染拡大地域を除く県内での実施とする

３　その他

（１） 引き続き、ご家庭でも健康観察や手洗いうがい等の基本的な感染症対策をお願いい

たします。また、風邪等、体調不良の症状が見られる場合はご自宅で休養するようお

願いいたします。

（２）ご不明な点があれば、遠慮なく学校へご相談ください。

（事務担当：新鶴中学校　教頭　塚原直樹　℡：７８－２００６）